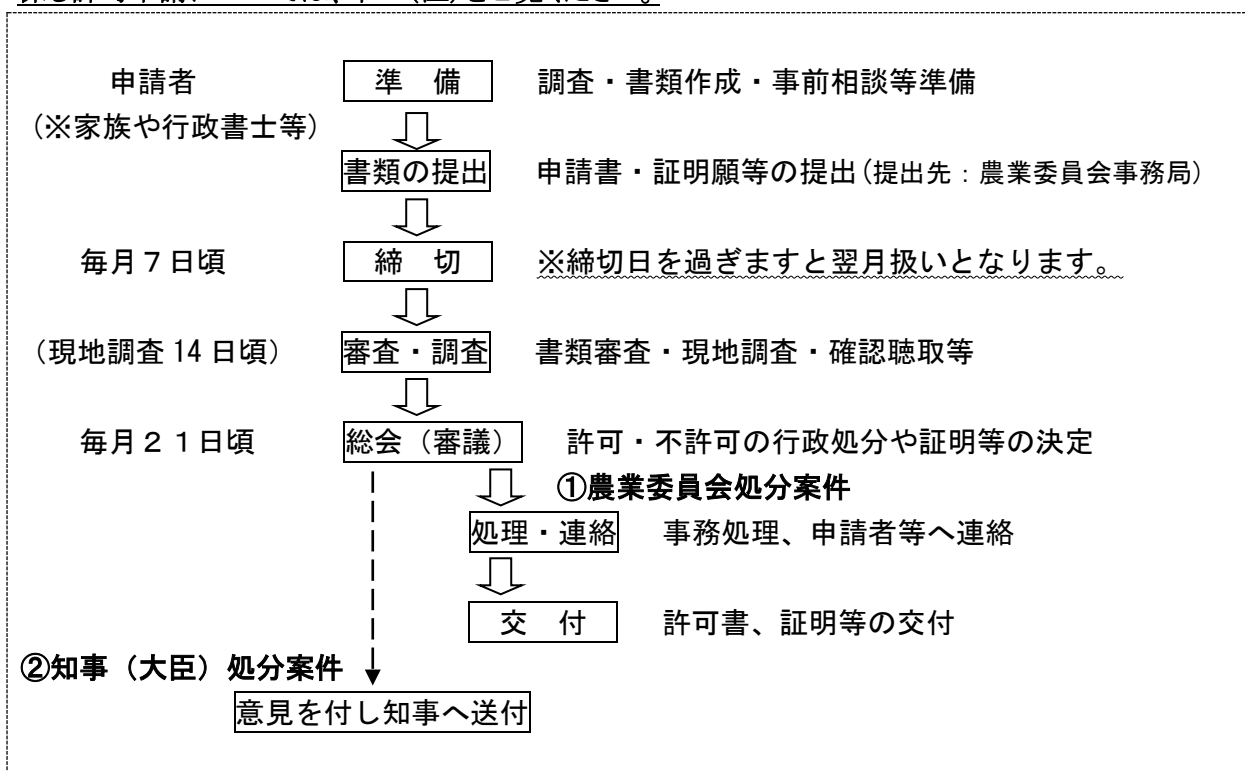


Ⅲ. 許可申請等の処理の流れ 《審議案件》

毎月締切日に取りまとめ、現地等調査のうえ、農業委員会総会で審議し、処理します。

なお、地域計画区域内の農地又は農業振興地域整備計画で定める農用地区域に該当する農地に係る許可申請については、下の(注)をご覧ください。



【処理権者(区分)】	【必要な手続きの別】	【標準処理期間】
①農業委員会(審議)	… 3条許可申請 納税猶予適格者証明願 主たる従事者証明願 等	3週間(21日) " "
②知事(大臣) (農業委員会経由)	… 4条許可申請 5条許可申請 等	愛知県で確認してください。 (実績では、県送付後 概ね1～2か月です。)

(注) 地域計画区域内の農地に係る許可申請については、原則として、地域計画の達成に支障を及ぼさないかどうかなどを事前に協議の場で協議する必要があります。

また、農用地区域に該当する農地の転用申請については、事前に農用地区域からの除外(農振除外)が必要です。

このため、以上の農地の許可申請を行おうとする場合は、申請前に市農業振興課に相談してください。